

○犬山市防災用倉庫設置補助金交付要綱

平成29年6月19日要綱第70号

改正

平成29年10月5日要綱第131号

犬山市防災用倉庫設置補助金交付要綱

犬山市防災用倉庫設置補助金交付要綱（平成16年11月30日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震、風水害等の災害に対処するため、町内会等において防災用倉庫を設置する事業に要する経費について補助し、防災力の向上を図ることを目的として交付する犬山市防災用倉庫設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 町内会等 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者で形成された団体で、町内会、自治会、コミュニティ団体等をいう。
- （2） 防災用倉庫 町内会等が災害に備え、防災用資機材、食糧等を備蓄する倉庫をいう。
- （3） 耐火構造 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第7号に規定する耐火構造をいう。
- （4） 準耐火構造 建築基準法第2条第1項第7号の2に規定する準耐火構造をいう。
- （5） 防火構造 建築基準法第2条第1項第8号に規定する防火構造をいう。
- （6） 特定防火設備 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。

(7) 防火設備 建築基準法第2条第1項第9号の2ロに規定する防火設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が適当と認めるものとする。

(1) 独立した建物として防災用倉庫を設置する事業であって当該倉庫がアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

ア 建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物であること。

イ 耐火構造、準耐火構造又は防火構造であること。

ウ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分については、特定防火設備又は防火設備を有するものであること。

エ 延べ床面積が、10平方メートル以上であること。

オ 立地にあたっては、水害等の危険性がないこと。

カ 外部から防災用資機材、食糧等の搬入搬出が容易に行えること。

キ 看板等で防災用倉庫の旨を明示すること。

(2) 他の建物の外部に接して防災用倉庫を設置する事業又は他の建物内の一部に防災用倉庫を設置する事業であって、当該倉庫がアからカまでに掲げる要件を全て満たすもの

ア 他の用途部分に接する床及び壁が、耐火構造又は準耐火構造であること。

イ 他の用途部分に接しない床及び壁が、耐火構造、準耐火構造又は防火構造であること。

ウ 他の用途部分に接する開口部が、特定防火設備を有するものであること。

エ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分が、特定防火設備又は防火設備を有するものであること。

オ 延べ床面積が、10平方メートル以上であること。ただし、防災用倉庫へ通じる階段、通路等を除く。

カ 前号ア及びオからキまでに掲げる要件に該当すること。

(3) その他の防災用倉庫を設置する事業であって、当該倉庫がアからエまでに掲げる要件を全て満たすもの

ア 延べ床面積が、3平方メートル以上10平方メートル未満であること。

イ 耐火構造、準耐火構造又は防火構造に配慮されていること。

ウ 転倒防止措置を行うこと。

エ 第1号オからキまでに掲げる要件に該当すること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費の2分の1とする。ただし、100万円を限度とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする町内会等（以下「補助事業者」という。）は、防災用倉庫設置補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 防災用倉庫の位置を示す図

(2) 防災用倉庫の平面図及び立面図

(3) 第3条各号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類

(4) 見積書の写し（防災用倉庫の設置に要する経費に係る部分に限る。）

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、補助金の交付が必要と認めるときは、速やかに防災用倉庫設置補助金交付決定通知書（様式第2）により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者が、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から5日以内に防災用倉庫設

置補助金交付申請取下げ届（様式第3）を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。

（計画変更）

第8条 補助事業者が、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に防災用倉庫設置補助事業計画変更承認申請書（様式第4）を提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業開始の届出等）

第9条 第6条の通知を受けた補助事業者が、補助事業に着手したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1） 防災用倉庫設置補助事業（工事）着手届（様式第5）

（2） 工事請負契約書の写し

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1） 防災用倉庫設置補助事業実績報告書（様式第6）

（2） 完成写真

（3） 建築基準法に規定する建築確認申請の確認済証の写し（改築の場合を除く。）

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、防災用倉庫設置補助金交付請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助金の交付の決定をするときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。

（2） 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請又は報告若しくは施行に不正な行為があったとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(変更決定通知等)

第13条 市長は、補助金の交付の変更をした場合は、防災用倉庫設置補助金変更決定通知書（様式第8）により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

附 則（平成29年10月5日要綱第131号）

この訓令は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。